

令和4年11月11日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和4年11月11日(金)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時38分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子

2 議題について

(1) 議決事項

議案第48号 教育委員会関係予算案に関する意見聴取について

議案第49号 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

(2) 報告事項

第1 令和4年度定期監査(第1回)の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について

第2 寄付者への感謝状の贈呈について

第3 第69回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について

第4 学校医等の委嘱について

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、阿部委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第48号については、行政運営上の審議情報に関わる案件であることから、秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第48号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第2・・・資料番号【49-1～49-2】

議案第49号「学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第49号は、原案どおり改正することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-5】

「令和4年度定期監査(第1回)の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

浅松委員 資料1-3の左側「監査結果の内容」の下から4行目に「職免申請、旅行命令、補助金等の手続における誤りが、事業所や区立学校において多数見受けられた。」とありますが、これは事務の共同化の対象事務ですか。また、副校長が教員の旅費などサービスの確認をすると思うのですが、副校長になったばかりで慣れていない方に対しての研修は実施していますか。

庶務課長 監査実施前に事務局の職員が学校に行き、書類の事前確認をしているのですが、修正漏れがあったということです。特に校長先生、副校長先生が新任の方だと難しい状況です。

浅松委員 例年、「多数」という表記はなかったと思います。

庶務課長 監査実施前に確認すべきポイントをまとめて通知するなど、学校には指導していますが、各職員個人まで浸透していなかったのかもしれませんが。

教育長 今回の監査は、区費の職員を対象にしたものです。浅松先生が言っていることは重要なことですが、教員の旅費は都の予算なので、区の監査の対象外です。よくある事例としては、出張した後、職場に戻らずそのまま休暇を取得すると、その出張の旅費の往路分は支給されますが、復路分は支給されません。その復路分の旅費を支給してしまっているケースなどです。学校は監査対象校が毎年変わりますので、同じような誤りが例年発見されてしまいます。庶務課長が言ったように、事前に確認すべきポイントをまとめた通知しているのですが、漏れが出ているのが現状です。

阿部委員 資料1-3の右側「措置内容」の2行目に、「教育委員会の所管施設では、指摘事項はなかったが、依然として指導・注意事項として帳簿等の記帳漏れや記帳誤り、システム入力

誤り等が散見された。」とありますが、「教育委員会の所管施設では、指摘事項はなかった」ということは、学校は所管施設の対象外なのか、それとも指摘されるようなことはなかったということでしょうか。

庶務課長 「指摘事項」というのはかなり厳しい指導で、その下の「指導・注意事項」というのが、先ほどご説明したような内容です。この「指摘事項」に当たるような事例は、教育委員会の所管施設ではなかった、という意味です。

阿部委員 所管施設には学校も入りますね。

庶務課長 もちろん入ります。

教育長 避難路の確保や、消火器の設置場所など、安全に関するものについては、事故が起きる前に未然に防がなければならないので、校長が責任を持って、職員に対して指導するように、校長会でも伝えていきます。薬品の管理簿については、指導主事が事前に確認しますが、授業で使用したときに記入が漏れてしまったりします。例えば薬品が盗まれて、犯罪に使われたりすると大きな問題になりますし、単なる書類上の話ではなくて、子ども達の安全のためなので、管理については徹底してほしいということは校長に指導しています。ただ、悪い話ばかりではなく、資料1-4の左側の下から4行目にあるように、「一方、依然として長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、各事業所・区立学校においては、感染防止対策が適切に実施されており職員の意識の高さを感じた。」という意見もありましたので、報告させていただきます。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 通常は感謝状を直接お渡しするのですが、今回は御本人の御意向により郵送させていただきました。

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1～3-2】

「第69回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。11月3日に、すみだリバーサイドホールアトリウムで、区長、区議会議長、墨田区文化連盟の会長及び理事長と私が表彰しました。

(質疑なし)

教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第4・・・資料番号【資料4-1】

「学校医等の委嘱について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。

承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第48号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることにします。

<秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり>

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。